

# 特定非営利活動法人明日も笑顔 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人明日も笑顔という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、子ども・若者及びその家族が、家庭環境や社会的背景にかかわらず、安心して自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、人と人とのつながりを大切にした地域づくりを通じて、社会的孤立のない、誰もが明日も笑顔で暮らせる社会及び未来を支える人づくりに寄与し、青少年が「生きる力」を高め、自分の人生に希望と夢を持って社会に参画できるようになることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 子ども・若者に対するの支援活動事業
- (2) 不登校の子どもたちに対する支援活動事業
- (3) 子育て世帯に対して、食材の配布及び配達を行う支援事業
- (4) 子ども・若者及び地域住民を対象とした、各種イベントの企画及び運営に関する事業
- (5) 児童福祉法に基づく児童自立生活援助事業
- (6) 就労体験・職業訓練による就労支援事業

- (7) 上記事業の普及及び啓発に関する事業
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。

- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
  - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後

最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散

- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって

決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。
  - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成を行った者の氏名

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算の軽微な変更
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用につい

ては、理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。


理事長	佐々木 薫一
理事	梶田 文親
理事	藤原 朋行

監事 大野 広満

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員入会金 0 円  
正会員会費 3, 0 0 0 円／年
  - (2) 賛助会員入会金 0 円  
賛助会員会費 一口 2, 0 0 0 円 (一口以上) ／年

役員名簿

特定非営利活動法人明日も笑顔

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	佐々木 薫一		有
理事	梶田 文親		無
理事	藤原 朋行		無
監事	大野 広満		無

(備考)

- 1 「氏名」, 「住所又は居所」, 「報酬の有無」は, 全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」, 「住所又は居所」の欄には, 京都市特定非営利活動促進法施行条例第3条第2項に掲げる書面(住民票等)によって証された氏名, 住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には, 定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」, 報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数(「報酬の有無」欄の「有」の数)の割合は, 3分の1以下でなければならない(法第2条第2項第1号ロ)。

## 設 立 趣 旨 書

### 1 趣 旨

近年、家庭環境や社会的背景等により不安や困難を抱える子ども・若者及びその家族が増加し、人と人とのつながりが希薄化し、社会的孤立に陥ることへの懸念が高まっています。こうした状況の中で、設立発起人らはこれまで子どもや若者、その家族と関わる活動を行う中で、安心して過ごせる居場所や相談支援の必要性を強く認識してきました。

しかし、任意団体としての活動には、事業の継続性や社会的信用の確保、関係機関との連携に限界があり、地域に根ざした支援を安定的に継続するためには、組織的かつ公的に認められた法人格を取得する必要があるとの結論に至りました。

本法人は、子ども・若者及びその家族が、家庭環境や社会的背景にかかわらず、安心して自分らしく生きることができるよう、居場所の提供や相談支援等を通じて、人と人とのつながりを大切にしたい地域づくりに取り組みます。また、行政や地域、関係機関と連携し、子どもたちが健やかに育つことのできる環境の整備を図ります。

法人化により、これらの活動を継続的かつ安定的に実施できる体制を整え、社会的孤立のない、誰もが明日も笑顔で暮らせる社会及び未来を支える人づくりに寄与し、もって公益の増進に資することを目指します。

### 2 申請に至るまでの経過

- 令和5年4月 子どもの支援活動を行う任意団体「明日も笑顔」を立上げ
- 令和5年6月 子ども食堂「あすこ食堂」を毎月第三土曜日に開設・運営
- 令和6年5月・10月 他団体との連携が深まり、こどもまつり「あすこパーク」イベント開催
- 令和6年11月 2件目の子ども食堂「あすこハウス」を毎週火曜日に開設・運営
- 令和7年2月 子育て世帯への支援にフードパントリー開始
- 令和7年5月・10月 行政・他団体・企業などと連携し、こどもまつり「あすこパーク 2025」イベント開催
- 令和7年7月 他団体と連携し、出張子ども食堂「あすこ食堂 in 西陣児童館」を開催
- 令和7年9月 行政・地域・他団体と連携し、地域のお祭り「上京！子のまち大作戦！」のイベント開催
- 令和7年10月 会員間で法人化の意思確認
- 令和8年2月 設立総会開催

令和8年2月26日

特定非営利活動法人明日も笑顔

設立代表者 住所又居所

氏名 佐々木 薫一

## 設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人明日も笑顔

### 1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設準備委員会を発足させる。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数
①子ども・若者に対する支援活動事業	子ども食堂の運営 ①あすこ食堂 ②子ども食堂あすこハウス	(A)①月1回(第3土曜日) ②週1回(火曜日) (B)①咲あん上京 ②あすこハウス (C)従事者の 10人(ボランティア含む)	(D)小・中学生 及び保護者 (E) ①40人/回 ②30人/回
	学習支援 あすこ学習室を運営	(A)毎週水・金曜日 (B)あすこハウス (C)4人(ボランティア含む)	(D)小・中学生 (E)30人/月
	地域住民との交流会	(A)年1回 (B)あすこハウス (C)8人(ボランティア含む)	(D)小・中学生 及び保護者・地域住民 (E)50人

	食育イベント	(A)年1回 (B)未定 (C)8人(ボランティア含む)	(D)小・中学生及び保護者 (E)40人
②不登校の子どもたちに対する支援活動事業	安心して過ごせる居場所の提供及び学習支援を行う (本事業年度は実施予定なし)	—	—
③子育て世帯に対して、食材の配布及び配達を行う支援事業	子育て世帯へのフードパントリー	(A)年2回(不定期) (B)あすこハウス (C)3人	(D)子育て世帯  (E)35世帯
④子ども・若者及び地域住民を対象とした、各種イベントの企画及び運営に関する事業	子ども向けイベント開催 ①あすこパーク(春) ②子のまち大作戦(秋)	(A)年2回(春・秋) (B) ①京都市下京区 ②京都市上京区 (C)20人(ボランティア含む)	(D)子ども・若者及び保護者 (E) 延べ800人
⑤児童福祉法に基づく児童自立生活援助事業	児童福祉法に基づく児童自立生活援助事業 (本事業年度は実施予定なし)	—	—
⑥就労体験・職業訓練による就労支援事業	子ども・若者に対する職業体験 (本事業年度は実施予定なし)	—	—
⑦上記事業の普及及び啓発に関する事業	本事業年度は実施予定なし	—	—
⑧その他目的を達成するために必要な事業	本事業年度は実施予定なし	—	—

## 令和9年度の事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人明日も笑顔

### 1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・前事業年度に発足させたホームページの開設準備委員会の検討については、検討結果を通常総会に付議できるよう議論を進める。事業年度内の開設を目標とする。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数
①子ども・若者に対する支援活動事業	子ども食堂の運営 ①あすこ食堂 ②子ども食堂あすこハウス	(A) ①月1回(第3土曜日) 11:30~14:30 ②週1回(火曜日) 16:30~19:30 (B) ①咲あん上京 ②あすこハウス (C) 10人(ボランティア含む)	(D) 小・中学生及び保護者 (E) ①40人/回 ②30人/回
	学習支援 あすこ学習室を運営	(A) 毎週水・金曜日 (B) あすこハウス (C) 4人(ボランティア含む)	(D) 小・中学生 (E) 40人/月
	地域住民との交流会	(A) 年1回 (B) あすこハウス (C) 8人(ボランティア含む)	(D) 小・中学生及び保護者・地域住民 (E) 50人

	食育イベント	(A)年1回 (B)未定 (C)8人(ボランティア含む)	(D)小・中学生及び保護者 (E)40人
②不登校の子どもたちに対する支援活動事業	安心して過ごせる居場所の提供及び学習支援を行う	(A)週2回 (B)あすこハウス (C)2人(ボランティア含む)	(D)小・中学生 (E)5人
③子育て世帯に対して、食材の配布及び配達を行う支援事業	子育て世帯へのフードパントリー	(A)年2回(不定期) (B)あすこハウス (C)3人	(D)子育て世帯 (E)40世帯
④子ども・若者及び地域住民を対象とした、各種イベントの企画及び運営に関する事業	子ども向けイベント開催 ①あすこパーク(春) ②子のまち大作戦(秋)	(A)年2回(春・秋) (B) ①京都市下京区 ②京都市上京区 (C)20人(ボランティア含む)	(D)子ども・若者及び保護者 (E)延べ1000人
⑤児童福祉法に基づく児童自立生活援助事業	児童福祉法に基づく児童自立生活援助事業 (本事業年度は実施予定なし)	—	—
⑥就労体験・職業訓練による就労支援事業	子ども・若者に対する職業体験 (本事業年度は実施予定なし)	—	—
⑦上記事業の普及及び啓発に関する事業	本事業年度は実施予定なし	—	—
⑧その他目的を達成するために必要な事業	本事業年度は実施予定なし	—	—

設立当初の事業年度 活動予算書  
 法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人明日も笑顔

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	30,000	
賛助会員受取会費	0	
		30,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	1,400,000	
		1,400,000
3. 受取助成金等		
受取助成金	3,000,000	
		3,000,000
4. 事業収益		
子ども・若者に対する支援活動事業	1,200,000	
各種イベントの企画及び運営に関する事業	150,000	
		1,350,000
5. その他収益	0	0
経常収益計		5,780,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	672,000	
役員報酬	1,248,000	
法定福利費	0	
福利厚生費	0	
人件費計	1,920,000	
(2) その他経費		
仕入		
食材費	600,000	
消耗品費	150,000	
旅費交通費	300,000	
広告宣伝費	150,000	
外注費	330,000	
施設使用料	580,000	
保険代	30,000	
通信運搬費	100,000	
諸謝金	700,000	
支払手数料	10,000	
租税公課	5,000	
雑費	5,000	
その他経費計	2,960,000	
事業費計		4,880,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	288,000	
役員報酬	312,000	
人件費計	600,000	
(2) その他経費		
会議費	20,000	
旅費交通費	20,000	
印刷製本費	10,000	
通信運搬費	30,000	
消耗品費	50,000	
支払手数料	150,000	
租税公課	5,000	
雑費	10,000	
その他経費計	295,000	

管理費計		895,000	
經常費用計			5,775,000
当期經常增減額			5,000
III 經常外収益			
1. 固定資産売却益			
經常外収益計			
IV 經常外費用			
1. 過年度損益修正損			
經常外費用計			
当期正味財産増減額			5,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			5,000

令和9年度 活動予算書  
令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人明日も笑顔  
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	30,000	
賛助会員受取会費	0	
		30,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	1,800,000	
		1,800,000
3. 受取助成金等		
受取助成金	3,500,000	
		3,500,000
4. 事業収益		
子ども・若者に対する支援活動事業	1,500,000	
各種イベントの企画及び運営に関する事業	150,000	
不登校の子どもたちに対する支援活動事業	1,200,000	
		2,850,000
5. その他収益		
経常収益計		8,180,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	1,800,000	
役員報酬	1,440,000	
法定福利費	480,000	
福利厚生費	0	
	3,720,000	
(2) その他経費		
仕入		
食材費	600,000	
消耗品費	150,000	
旅費交通費	300,000	
広告宣伝費	150,000	
外注費	330,000	
施設使用料	1,000,000	
保険代	30,000	
通信運搬費	100,000	
諸謝金	700,000	
支払手数料	10,000	
租税公課	5,000	
雑費	5,000	
	3,380,000	
事業費計		7,100,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	360,000	
役員報酬	360,000	
法定福利費		
福利厚生費		
	720,000	
(2) その他経費		
会議費	30,000	
旅費交通費	20,000	
印刷製本費	10,000	
通信運搬費	30,000	
消耗品費	50,000	
支払手数料	150,000	
租税公課	5,000	
雑費	10,000	
	305,000	
その他経費計		

管理費計		1,025,000	
經常費用計			8,125,000
当期經常增減額			55,000
III 經常外収益			
1.固定資産売却益			
經常外収益計			
IV 經常外費用			
1.過年度損益修正損			
經常外費用計			
当期正味財産増減額			55000
前期繰越正味財産額			5000
次期繰越正味財産額			60000